県立津名高等学校 校長 仲山 惠博

緊急事態宣言に伴う学校の対応について

4月25日に兵庫県に緊急事態宣言が発令され、4月26日に学校としての対応文書をお渡し したところですが、このたび県の対策本部から追加の対策(主に部活動)が示されましたので、 あらためて学校の対応について連絡させていただきます。

記

1 教育活動【令和3年4月26日(月)~令和3年5月11日(火)】

- (1) 県外における活動(修学旅行を含む)は、行いません。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事(授業参観等)は、原則、自粛します。
- (3) 下記の感染防止対策を徹底します。

【登校時】

・生徒に毎日の登校前の健康観察(検温)の徹底をお願いします。生徒、同居の家族に発熱 等の風邪症状や、PCR 検査を受けている者がいる場合は登校させないでください。

【教育活動時】

- ・ 感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いな ど感染症対策を徹底のうえで実施します。
- 各教室で可能な限りの間隔をとります。
- ・マスクの着用を徹底します。必要に応じてフェイスシールドを着用します。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- 教室等において、適切な温度管理等に十分留意し換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行いません。
- ・生徒に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

2 部活動【令和3年4月29日(木)~令和3年5月11日(火)】

(1) 原則休止

- (2) ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係 連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加 は可とする。
- (3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策(教育活動における感染防止対策を含む)を徹底のうえ、以下のとおりとする。
 - ・活動場所は、自校及びその周辺のみの活動とする ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす
 - ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする(「いきいき運動部活動 4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」)
 - ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と 合同による練習を可とする
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない